第四条第十一号中「又はロ」を「からハ」に改める。

第五条第一項第四号中「同条第５項」を「同条第７項」に改め、同項第五号中「同条第５項」を「同条第４項」に改め、同項第十号中「第63条」を「第62条の５第１項」に改める。

第六条第一項第四号中「保安基準第44条第５項の装置及び」を「後方等確認装置（保安基準第２条第２項に規定する後方等確認装置をいう。以下同じ。）、保安基準第44条第５項の装置及び」に、「保安基準第44条第５項の装置は、」を「後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の装置は、」に改め、同条第四項第十一号中「後写鏡」の下に「、後方等確認装置」を加える。

第十一条第三項第十一号イ中「、車両総重量3.5ｔ以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）」を削り、同号ロ中「（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）」の下に「であって車両総重量が3.5ｔを超える自動車」を加え、「次号ロ」を「ハ及び次号ロ」に改め、同号中ハを二とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　貨物の運送の用に供する3.5ｔ以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ　イ又はロに定める基準

第十一条第四項第三号中「タイヤ」を「空気入ゴムタイヤ」に改める。

第十三条第十一項中「以下第91条第２項」を「第91条第２項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号改訂版補足第４改訂版の規則5.1.6.1.の規定は適用しないことができる。

第十三条第四項中「同規則第４改訂版補足第３改訂版」を「同規則第４改訂版補足第４改訂版」に、「以下第91条」を「第91条」に改める。

第十五条第七項中「運行しないもの」の下に「及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの」を加える。

第十八条第十一項各号列記以外の部分中「車両総重量が2.8ｔを超える自動車」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超える自動車」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8ｔを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量2.8ｔを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第137号の技術的な要件（同規則の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。以下この項及び第96条において同じ。）及び協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則８及び9.6.に限る。）に適合すること。

第十八条第十一項第十一号中「、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。」を「及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。」に、「の燃料タンクにあっては、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」」を「にあっては、協定規則第137号の技術的な要件及び別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8ｔを超え3.5ｔ未満の自動車に限る。）であって三輪自動車以外のものにあっては、協定規則第137号の技術的な要件に適合すること。

第十八条第十一項に次の三号を加える。

四　自動車（保安基準第18条第３項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第94号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則5.2.6.及び5.2.7.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

五　座席の地上面からの高さが700㎜以下の自動車（保安基準第18条第４項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第95号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第６改訂版の規則5.3.6.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

六　自動車（保安基準第18条第５項各号に掲げる自動車を除く。）にあっては、協定規則第135号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.5.1.に限る。第96条において同じ。）に適合すること。

第十一条第三項第一号中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第一号中「除く。）」の下に「及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.8ｔを超え3.5ｔ未満の自動車に限る。）」を加え、「別添111「電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」3.」を「協定規則第137号の技術的な要件（同規則の規則5.2.8.に限る。第99条において同じ。）」に改め、同項第二号中「同規則第２改訂版補足第５改訂版」を「同規則第３改訂版」に改め、同項第三号中「同規則第３改訂版補足第５改訂版」を「同規則第３改訂版補足第６改訂版」に改め、同項第四号中「4.」を「3.」に改め、同項第五号中「同規則第４改訂版補足第３改訂版」を「同規則第４改訂版補足第４改訂版」に改め、同項第六号中「6.1.」を「5.1.」に、「6.2.」を「5.2.」に改め、同項第七号中「7.1.」を「6.1.」に、「7.2.」を「6.2.」に改める。

第十一条第四項第十一号中「後写鏡」の下に「及び後方等確認装置」を加え、同条第六項中「別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」」を「協定規則第137号の技術的な要件（同規則の規則5.(5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に限る。第100条において同じ。）」に改め、同条第九項中「同規則第２改訂版補足第５改訂版」を「同規則第３改訂版」に、「5.2.8.」を「5.2.6.から5.2.8.」に改め、「以下この条及び」を削り、同項ただし書を削り、同条第十項中「同規則第３改訂版補足第５改訂版」を「同規則第３改訂版補足第６改訂版」に、「5.3.7.」を「5.3.6.から5.3.7.」に改め、「以下」を削り、同条第十一項中「規則5.」の下に「(5.5.を除く。）」を加え、「（以下第100条において同じ。）」を「第100条において同じ。」に改め、同条第十三項第十一号中「同規則改訂版」を「同規則第２改訂版」に改める。

第十一条第十四項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車」を「次号に掲げる自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される被牽引自動車（後車輪が１個の自動車に限る。）、後車輪が１個の三輪自動車」に、「同規則第２改訂版補足第３改訂版の規則2.の規定」を「同規則第３改訂版の規則2.3.(a)」に改め、同項第十一号中「同規則第２改訂版補足第３改訂版」を「同規則第３改訂版」に、「規則7.」を「規則7.又は25.5.から25.9.まで」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、同規則第３改訂版の規則25.7.中「２m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。

第十一条第十四項を次のように改める。

2　保安基準第18条の２第３項本文ただし書の告示で定める構造の自動車は、次に掲げるいずれかの自動車とする。

一　前項第一号の自動車であって協定規則第58号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則2.3(b)に限る。）又は次号イからハまでに掲げる要件に適合する構造部を有するもの

二　前項第二号の自動車であって次に掲げる要件に適合する構造部を有するもの

イ　車体後面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120㎜（車両総重量が８ｔ以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100㎜）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあること。ただし、車両総重量が８ｔ以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60％以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500㎜以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上）であればよい。